

一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」）定款第5条に基づき、会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(会員の研修参加)

第2条 協会主催の研修参加について以下の通り定める。

- 2 A会員はすべての研修に参加することができる。
- 3 B会員は理事会が認めた研修に参加することができる。
- 4 研修参加においては必要に応じて参加費を徴収する。

(会員資格)

第3条 年度内に会員種別を変更する事由が発生した場合は、変更は翌年度からとする。

(改廃)

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第5条 この規程は2017年4月3日より施行する。